

高舟台小学校 いじめ防止基本方針

平成26年2月策定（平成30年2月改定）

1、学校いじめ防止基本方針の目的

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫とした対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの抑止につながる。
- ・いじめを行った児童生徒への成長支援の観点を「学校いじめ防止基本方針」に位置づけることにより、いじめを行った児童生徒への支援につながる。
- ・保護者、地域住民、他機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。
- ・児童がいじめを受けていると思われた時は、適切かつ迅速に対処する。

(1) いじめの定義

法第2条にあるように「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該児童の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

横浜市の基本理念（横浜市基本方針P1～2）

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人とのかかわりあいの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を見出す。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子供の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

(3) いじめ防止に向けた本校基本理念

まずは未然防止が大切であり、そうした学校、学級の風土づくりが欠かせない。きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った子どもを育てていくことを目指していく。そのために、次の3点を確認していくこととする。

① 規律を守る

チャイム着席、授業中の正しい姿勢、集中して話を聞く。当番活動を責任もって行う。他者を傷つける言動はしない、などが守れるクラス作り。こども手帳を活用して学校の決まりを遵守するよう、職員全体で取り組む。

安心感のある、安全な居場所作りには、まず秩序が保たれていることが大切であり、基本である。いけないことはいけない、と毅然とした態度で接する。

②学力保障

児童が学校で過ごす最も長い時間は授業の時間である。わかる授業づくりを進める、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫し、そのための改善方法を考えていく。このことが、安定した気持ちで生活していくことに深く関わっている。

③自己有用感を育てる

他者から認められていると感じている子は、いたずらに他者を否定することや攻撃することがあまりない。相手を貶めて自分の存在を相対的に高める必要がないからであり、さらに相手のことも認めることができるようになっていく。そこで、すべての児童が参加、活躍できる授業、行事を設定するようつとめる。児童が自ら人とかわるものの大切さや喜びに気付き、互いに関わりあいながら、「他人の役に立っている」「他人から認められている」という自己有用感を育てていく。

2 組織の設置及び組織的な取り組み

学校は、当該学校の管理職、児童支援専任教諭に加え、学級担任や教科担任等の複数の教職員等によって構成される「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的を開催する。校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成、保管し。進捗の管理を行う。（第3章 2 学校の組織づくり）

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導が必要であり、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちにすべて学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ防止対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。（第3章 3 (3) いじめに対する措置）

(1) 「いじめ防止対策委員会」の常設

- ・ 構成員：校長・副校長・教務主任・児童支援専任・学年主任・担任・専科・養護教諭
- ・ 運営：月一回以上、定期的で開催する。
- ・ 内容：未然防止・早期発見・事案対処・取組の検証

児童支援専任が報告を受け作成した記録用紙をもとに情報共有を図る。

(2) いじめの疑いがあった段階で「いじめ防止対策委員会」を招集し、対応に当たる。

- ・ 構成員：管理職、教務主任、当該学年主任、学年担任、児童支援専任、養護教諭、その他当該児童に関わりの深い職員
(必要に応じて) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- ・ 他機関との連携
：金沢警察署、南部児童相談所、子ども家庭支援センター、教育委員会南部学校事務所など
- ・ 運営：いじめ認知後、速やかに設置する。必ず、会議録をとる。(5年保存)
- ・ 内容：児童支援専任を中心に対策について話し合う。事実確認、被害児童の安全確保・心のケア、加害児童への指導、両保護者への連絡、クラス及び学年への全体指導、今後の見守り等、について確認。役割分担を行う。

3 いじめ防止及び早期発見のための取り組み、いじめ発見後の対応について

(1) いじめの兆候を見逃さない、見過ごさないために

①児童生徒の些細な変化への気づき

- ・朝や帰りの会、授業中などで児童一人一人の顔を見て、いつもとは違う様子に気づくことのできる目を育てる。
- ・登下校や休み時間の様子を見て、友達との関係がうまくいっているか、一人で淋しそうにしていないかなどを観察する。
- ・グループ作り、席替えの時など、周りの児童の様子を観察する。
- ・気になる変化や行為について5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）をメモなどに記録し、できるだけ共有できるようにする。

②Y-Pアセスメントシート、よこはまプログラムの活用

- ・集団作り、友人関係、社会性の育成を図るために、年度初めと休み明けなどにアセスメントシートを行う。その結果をもとに、伸ばしたいスキルをよこはまプログラムから選択して行う。また、アセスメントの結果を受け、学年会などで話し合い、学級や児童の実態を多方面から把握することができるようにする。

③児童一人一人と相談する体制を整える

- ・相談しやすい関係づくり、環境の整備に心掛けていく。
- ・長期休み後の9月、1月に、「お話し月間」を実施して、担任と児童一人一人と話し合う時間を取り、心に寄り添う活動を実施していく。
- ・2か月に一回、全校児童向け生活アンケート（いじめ含む）を行い、1に○をつけた児童とは面談をする。
- ・カウンセラーの効果的な活用を図る。

④絆づくり、集団作り

- ・全校児童が仲良く過ごせるように、異学年での交流活動を大切にして実践している。具体的には、月1回の「なかよしタイム」や「高舟台なかよしフェスティバル」「なかよし遠足」などの実践活動などを、継続して推進していく。
- ・児童計画委員会が中心となり、あいさつ運動を継続して行っており、毎年、代表委員会にかけて取り組みを見直し、継続、推進する。

⑤わかる授業の研究、自己有用感や人権感覚を育てる手立て

- ・校内研究会、金沢区、横浜市などのさまざまな研究会や研修会を通して、まずは教職員の資質向上につとめ、これらを伸ばす手立てを研究していく。
- ・教師は児童にとっての人的環境の一環であることをしっかり認識することが大切である。不適切な認識や言動、差別的な態度や言動などが児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることにもつながる例も見られるので注意することが必要である。

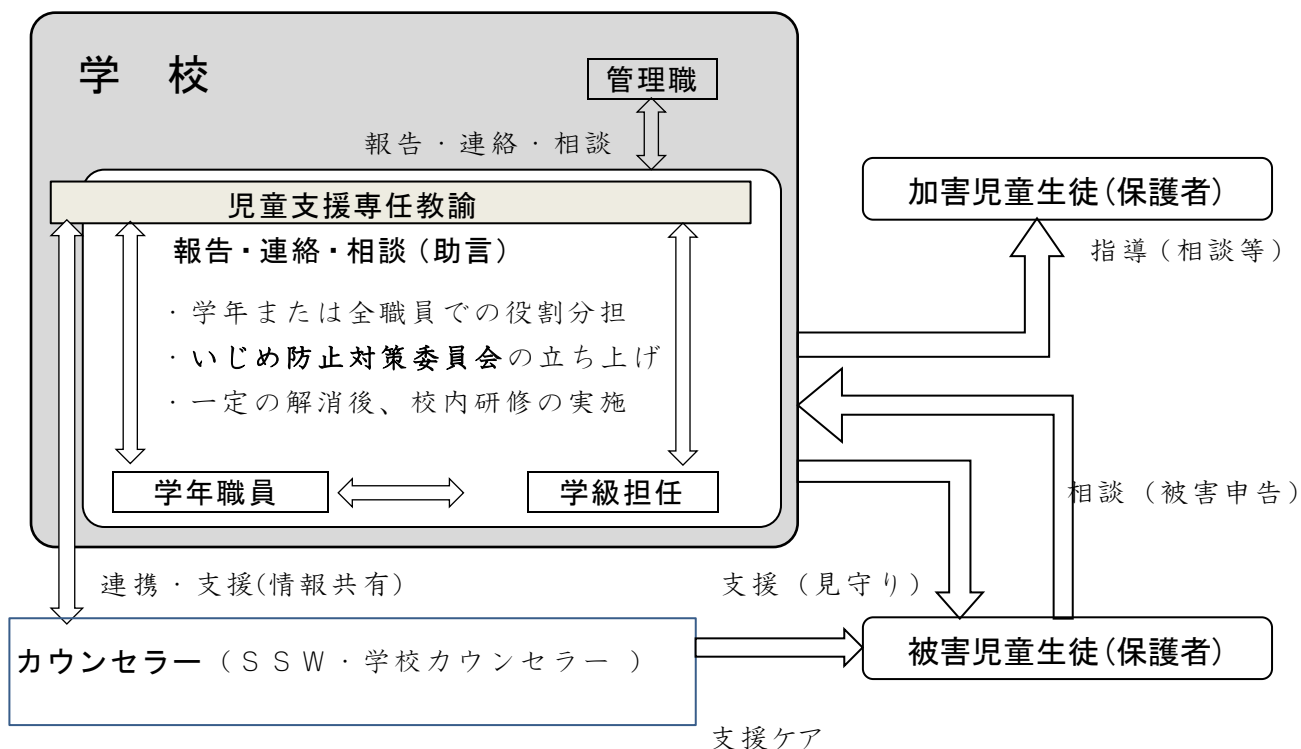
(2) 初期対応

①「いじめ対策委員会」

- ・いじめの疑いがあった段階で、「いじめ対策委員会」をただちに編成し、事実把握と指導の方針などを検討する。
- ・役割分担（情報集約、記録、保護者対応）を明確にする。
- ・二次的なトラブルを防止するための対策を徹底する。

②対応の流れ

- ・被害児童からの丁寧な聞き取りと心のケア
- ↓
- ・被害児童の意向を生かした正確な実態把握と加害者への聞き取り及び指導
- ↓
- ・被害児童の保護者への説明、および意向の確認
- ↓
- ・被害児童の保護者の意向を生かした加害児童の保護者への説明及び指導の依頼



(3) 中・長期的な対応

- ①複数の目による定期的な状態チェック（アンケートの活用）、報告および情報交換の実施
 - ・誰が、いつ、どのように
 - ・情報の更新
- ②児童が気軽に相談できる機会の設定、窓口づくり
 - ・休み時間を有効に
 - ・カウンセラーなどの活用
- ③いじめを否定する児童観の風土づくり
 - ・児童会活動の活性化
 - ・学級活動の工夫
 - ・人権週間などの取り組み

(4) いじめの解消（横浜市基本方針P14）

・いじめの解消の要件

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(5) 教職員への研修（横浜市基本方針P6）

- ・児童の心理や行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修を行う
- ・法の確実な運用を行うための研修を行う

(6) 「まちとともに歩む学校づくり懇話会」

「中学校区 学校・家庭・地域連携事業」の活用

・いじめの問題や学校が抱えている課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

(7) 取組の年間計画

| 月 | 取組内容 | 関 連 |
|-----|--|-----------------------------------|
| 4月 | 年間計画と重点指導内容等の確認、引継ぎ いじめの定義、児童理解研修、教育相談 | 入学式・学年集会等 いじめ防止基本方針説明 |
| 5月 | 児童生活アンケート実施① | 学校説明会 家庭訪問 |
| 6月 | YPアセスメント実施① 児童理解研修 | 学家地連 まちとともに歩む懇談会 釜中ブロック授業研① |
| 7月 | あいさつ運動パートⅠ 児童生活アンケート実施② 横浜こども会議（中学校ブロックでの話し合い①） | 保護者面談①専任含む 大道中ブロック地区懇談会 |
| 8月 | 人権校内研修 横浜こども会議（中学校ブロックでの話し合い①） | 大道中ブロック人権研修 |
| 9月 | お話月間①（担任と全児童と面談） | |
| 10月 | 12年なかよし遠足・長縄記録会 | 釜中ブロック授業研② |
| 11月 | YPアセスメント実施② 高舟台なかよしフェスティバル | 学家地連 |
| 12月 | あいさつ運動パートⅡ 人権週間 いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート③・面談） 校内人権研修 | 保護者面談②専任含む |
| 1月 | お話月間②（担任と全児童と面談） | |
| 2月 | 児童生活アンケート実施④ | まちとともに歩む懇談会 |
| 3月 | 年間の振り返り、新年度への引継ぎ | 学校報告会 |
| 年間 | いじめ防止対策委員会（月1回・随時） ペア学年なかよしタイム（月1回） 重点研究会（道徳）授業公開（年1回道徳） | |

4 重大事態への対処（横浜市基本方針P16～19）

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進28条第1項において、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1条）「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事案が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査

学校は、事実関係を明確にするために、調査を行う。重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような形態であったか、いじめの背景事情、教職員の対応、などの事実関係を可能な限り、網羅的に明確にする。

(4) 調査報告の提供および報告

いじめを受けた児童及びその保護者に、適切な情報提供をするとともに、調査結果の報告を行うこととする。

5 いじめ防止対策の点検・見直し（横浜市基本方針P9）

- ・「学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年一回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。